

運営細則

1、会員規程

(イ) 1 営業所 (店舗) 1 名以上の入会を原則とする。

(ロ) (公社) 神奈川県薬剤師会・(一社) 川崎市薬剤師会の会員であることを原則とする。

2、会費徴収法

会費は原則として班会計が集金し、医薬会計に納めることとする。

3、連絡

地区長は担当地区に関しての連絡で、葬儀等必要がある時は、会長に連絡する。会長は、会計理事に連絡し、各会員に連絡する。

会長が各会員に連絡不可能の場合は、地区長は副会長、会計理事、市薬事務所に連絡する。

4、役員通信費

下記金額を、年度末に支給する。(又兼務の場合は、金額の多い方とし少ない方は1/2支給する)

会 長 70,000円 副会長 45,000円 地区長 10,000円

班 長 10,000円 班会計 10,000円 委員長 20,000円 委 員 10,000円

5、旅費規程

(イ) 三役会、理事会、各種委員会は、旅費4,500円を支給する。

(ロ) 会務の為出張する会員には下記の旅費を支給する。

4,500円 (但し、別途旅費が支給されている場合は規定外とし、差額を支給する)

その他宿泊費、交通費が必要な場合はその都度三役会で決定する。

6、委員会

(イ) 委員会委員は、理事会に於いて選出する。

(ロ) 会長は、必要に応じて委員会を作ることができる。

(ハ) 委員会運営細則を変更する場合は、理事会で決定する。

7、慶弔規定

(イ) 会員が死亡した場合、弔慰金10,000円と生花 (又は花輪) を贈る。

(ロ) 会員と同居する家族 (配偶者及び同居の1親等に限る) が死亡した場合弔慰金5,000円と生花 (又は花輪) を贈る。

(ハ) その他必要な場合は三役会で決定する。